

令和5年豊能町議会3月定例会議
福祉教育常任委員会

会 議 録

令和5年3月16日（木）

豊 能 町 議 会

令和5年豊能町議会3月定例会議
福祉教育常任委員会

年月日 令和5年3月16日(木)

場所 豊能町役場 大会議室

出席委員 6名

高尾 靖子 池田 忠史 吉田 正子
永谷 幸弘 永並 啓 小寺 正人

欠席委員 なし

委員外出席 管野 英美子(議長)

本委員会に説明のため出席した者は、次のとおりである。

町 長	上浦 登	副 町 長	川村 哲也
保健福祉部長	小森 進	保健福祉部理事兼健康増進課長	浅海 毅
住民部長	大西 隆樹	こども未来部長	入江 太志
総務部長	仙波英太郎	福祉課長	中谷 匠
保険課長	岡本めぐみ	税務課長	泊 進
住民人権課長	石井 慎子	環境課長	星原 健男
教育総務課長	千歳あや乃	義務教育課長	吉澤 亘
こども育成課長	竹内 弘明	生涯学習課長	寺倉 義浩

本委員会に職務のため出席した者は、次のとおりである。

議会事務局長 浜本 正義 書 記 田中 尚子

本日の会議に付された案件は次のとおりである。

1. 令和5年豊能町議会3月定例会議付託案件について

- ・ 第3号議案 豊能町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例改正の件
- ・ 第4号議案 豊能町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例改正の件
- ・ 第5号議案 豊能町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例改正の件
- ・ 第6号議案 豊能町国民健康保険条例改正の件
- ・ 第7号議案 令和4年度豊能町一般会計補正予算（第10回）の件（関係部分のみ）
- ・ 第8号議案 令和4年度豊能町国民健康保険特別会計事業勘定補正予算（第3回）の件
- ・ 第9号議案 令和4年度豊能町国民健康保険特別会計診療所施設勘定補正予算（第2回）の件
- ・ 第10号議案 令和4年度豊能町介護保険特別会計事業勘定補正予算（第3回）の件

2. その他

午後 1 時00分 開会

○委員長（高尾靖子君）

こんにちは。

令和 5 年豊能町議会 3 月定例会議、福祉教育常任委員会を行います。

ただいまの出席議員は 6 名であります。

定足数に達しておりますので、福祉教育常任委員会を開会いたします。

新型コロナウイルス感染症対策で傍聴につきましても、スペースの関係上、第 1 会議室にて音声傍聴の形をとらせていただきますので、ご了承ください。

委員会開会にあたりまして、町長より御挨拶がございます。

よろしくお願いいたします。

上浦町長。

○町長（上浦 登君）

皆さんこんにちは。

お忙しい中、御参集いただきまして誠にありがとうございます。

本日の福祉教育常任委員会では、3 号議案から 6 号議案までと、7 号議案の関係部分、そして 8 号議案から 10 号議案までの 8 件につきましても、審査をいただくこととなっております。

よろしくお願いいたします。

詳細に御審査いただきまして、議員の皆様方には、御理解を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

簡単ではございますが、開会に当たりましての御挨拶とさせていただきます。

よろしくお願いいたします。

○委員長（高尾靖子君）

仙波総務部長。

お願いします。

○総務部長（仙波英太郎君）

こんにちは。総務部、仙波です。

審査前の時間でございますが、3 月 10 日の本会議におきまして、提出いたしました議案書に修正がございましたので、この場をお借りして説明させていただきたいと思っております。

委員会の貴重なお時間いただき申し訳ありませんが、本日の福祉教育常任委員会の付託案件となっておりますので、よろしく願いいたします。

本会議ホルダーの令和 5 年 3 月定例会議の第 9 号議案、国保診療所特会補正予算書をごらんください。

よろしいでしょうか。

国保特会の補正予算書でございます。

補正予算書の 3 ページをごらんください。

よろしいでしょうか。

第 9 号議案、令和 4 年度豊能町国民健康保険特別会計診療所施設勘定補正予算（第 2 回）と書いてありますが、3 月 10 日の議案提出時点では、この第 2 回の部分が第 4 回となっております。

現在 Side Books に掲載しております、この第 2 回が正しい議案書となっております。

大変申し訳ございませんでした。

なお、3 月の 10 日の本会議における提案説明の際に、第 4 回っていうふうに発言をしておりますので、20 日の本会議において答弁の修正をお願いしたいと考えております。

貴重なお時間をいただき申し訳ありませんでした。

今後はこのようなことのないように努めてまいりますので、よろしくお願いいたします。

ありがとうございます。

○委員長（高尾靖子君）

これより本日の会議を開きます。

本日の審査事項は、御手元に配付のとおりでございます。

令和5年度豊能町議会3月定例会議付託案件についてを議題といたします。

第3号議案、豊能町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例改正の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

竹内こども育成課長。

○こども育成課長（竹内弘明君）

皆様こんにちは。こども育成課の竹内です。

それでは、第3号議案、豊能町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例改正の件につきまして、御説明させていただきます。

着座にて御説明させていただきます。

なお、本町におきましては、国の基準制定に基づき、平成26年度にこの条例を制定しましたが、現在のところ、本条例に該当する家庭的保育事業等の事業所はございません。

それでは、議案書13ページ、概要説明書及び新旧対照表もあわせてごらんください。

提案理由は、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の改正に伴い、所要の改正を行うものです。

それでは、概要説明書にて御説明させていただきますので、ごらんください。

第8条では、第8条の2が追加され、利用乳幼児の安全の確保を図るため、設備の安全点検、日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練、安全に関する事項についての安全計画を策定することが義務づけられました。

次に、第8条の3が追加され、施設外活動等で自動車を運行するときは、点呼等による子どもの所在確認及び車内の子どもの見

落としを防止するブザー等の装置の使用が義務づけられました。

第11条は、家庭的保育事業等は他の社会福祉施設等を併設している場合、家庭的保育事業等の設備や職員を他の社会福祉施設等の備品や職員に兼ねることができましたが、これまでは保育室や乳幼児の保育に直接従事している職員は、他の社会福祉施設等に兼ねることはできませんでした。

しかし、今回必要な保育士や保育室の面積が確保されている場合に限り、他の社会福祉施設等の設備や職員に兼ねることができるようになりました。

第14条は、児童福祉法第47条第3項の懲戒について規定が削除されたことに伴い、懲戒に係る権限の濫用禁止を定めていた規定を削除するものです。

第15条は、感染症、食中毒の予防及びまん延防止のための研修や訓練を定期的を実施するよう、努めることを求められたものです。

附則としまして、この条例は令和5年4月1日から施行するものです。

なお、第8条の3で、自動車運行時における車内の子どもの見落としを防止するブザー等の装置の使用が困難な事情があるときは、令和6年3月31日までの間は装置を備えないとすることができる経過措置が設けられています。

御説明は以上でございます。

御審査いただき、御決定いただきますよう、よろしくお願いいたします。

○委員長（高尾靖子君）

ありがとうございます。

それでは、これより本件に対する質疑を行います。

はい、小寺委員。

○委員（小寺正人君）

家庭的保育事業の設備及び運営に関する基準を定めるということですが、家庭的保育事業、これの要件っていうかね、乳幼児乳幼児と全部書いてあんなね。

そしたら、年齢制限が何かかかっているんですかね、かかってないの。

○委員長（高尾靖子君）

竹内こども育成課長。

○こども育成課長（竹内弘明君）

こども育成課の竹内です。

はい、基本的にゼロから2歳のお子さまが対象になります。

以上です。

○委員長（高尾靖子君）

小寺委員。

○委員（小寺正人君）

この今書いてあるこの条例の中身はゼロから2歳の子の安全やとか、そういうことを考えたらいいわけね。

それ以外の3歳児や4歳児は考えんでもいいわけですよ。

○委員長（高尾靖子君）

竹内こども育成課長。

○こども育成課長（竹内弘明君）

こども育成課の竹内です。

基本的には利用している児童のことになります。ゼロから2歳の子どもです。

以上です。

○委員長（高尾靖子君）

よろしいですか。

ほかに御質問は。

永谷委員。

○委員（永谷幸弘君）

永谷です。

家庭的保育事業ということで、一つの制度だと思いますけれども、豊能町にはこれは該当者はないということなんですけれども、これが生まれた背景ですね、どういうこと

でこういう家庭的保育事業が制度ができたのか、その点についてわかれば教えてください。

○委員長（高尾靖子君）

竹内こども育成課長。

○こども育成課長（竹内弘明君）

こども育成課長の竹内です。

この家庭的保育事業等になりますと、その利用できる子どもの人数によって分かれています。

この家庭的保育事業は、基本的には1歳から5歳、そのほか事業所内保育施設というのがあります。ここは少し規模が大きくなったり、その会社にお勤めの方の子どもさんというふうになります。

ですから、その利用される子どもさん、もしくは増える施設の規模によって、このような形態が生まれたものと考えております。以上です。

○委員長（高尾靖子君）

永谷委員。

○委員（永谷幸弘君）

そういうことでもあるんですけど、現実的に豊能町では保育所、また認定こども園がありまして、ゼロから2歳児については待機児童はないというように認識しておりますけれども、この待機児童ということに対して、何らかの手だてをせんとあかんということで、こういう制度ができたのかなということで私は考えてるんですけども、その点についてはいかがでしょうか。

○委員長（高尾靖子君）

竹内こども育成課長。

○こども育成課長（竹内弘明君）

こども育成課の竹内です。

はい、やはりそういう施設側の規模、又は利用する場所等がありますので、様々なところで子どもさんを預かる、そういう施設

を増やすことも一つの、ですから待機児童を出さないというのもこれにかかってくると思います。

以上です。

○委員長（高尾靖子君）

よろしいですか。

ほかにございませんか。

小寺委員。

○委員（小寺正人君）

4つめのところの米印書いてる懲戒権について、児童虐待正当化する口実に利用されていると指摘があるという文言があるけれど、具体的にどういうことを指してるんですかね。

○委員長（高尾靖子君）

竹内こども育成課長。

○こども育成課長（竹内弘明君）

こども育成課の竹内です。

この民法が改正されまして、民法の中に822条ですが、親権を行う者は、監護および教育に必要な範囲内で、その子を懲戒することができるという規定がありました。

この規定が体罰を含む厳しい戒めを許容しているとの印象を与えるという考えがありました。このため、懲戒という言葉が削除されました。

このことに伴い、同様の規定があった今回の家庭的保育事業等の設備に関する条例も改正することになりました。

以上です。

○委員長（高尾靖子君）

小寺委員。

○委員（小寺正人君）

再確認したいんですけど、この条例の対象者は0歳児と1歳と2歳児だけですよ。

ここの3号議案はね、3歳児・4歳児・5歳児は関係ないですよ。

○委員長（高尾靖子君）

竹内こども育成課長。

○こども育成課長（竹内弘明君）

はい、こども育成課の竹内です。

はい、議員がおっしゃったとおりです。

以上です。

○委員長（高尾靖子君）

よろしいですか。

ほかに質問ありませんか。

池田副委員長。

○副委員長（池田忠史君）

こんにちは。池田です。

まず、改正の中で8条の2のところ、安全計画を策定することを義務づけるっていうことがありまして、さらに15条関係で研修や訓練を定期的実施するように努めることを求める規定を設けるという文言があるんですけど、これ実際にされてるかどうかの監査に関しては、誰がどのタイミングでどうするのかとかいうのは決まってるんでしょうか。

○委員長（高尾靖子君）

はい、竹内こども育成課長。

○こども育成課長（竹内弘明君）

こども育成課の竹内です。

実際、豊能町にはございませんので、監査いつ入るかという規定まではまだ何も定めておりませんが、実際の事業所ができてくれば、これは定期的に監査もしくはその報告を受けることになるかと思います。

以上です。

○委員長（高尾靖子君）

ほかにございませんか。

質疑を終了してよろしいですか。

（「なし」の声あり）

○委員長（高尾靖子君）

質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

（「なし」の声あり）

○委員長（高尾靖子君）

討論を終結いたします。

これより採決を行います。

本件は原案のとおり可決と認めることに賛成の方は挙手を願います。

（全員挙手）

○委員長（高尾靖子君）

挙手全員であります。

よって、第3号議案は原案のとおり可決されました。

次に行きます。

第4号議案、豊能町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例改正の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

竹内こども育成課長。

○こども育成課長（竹内弘明君）

はい、こども育成課の竹内です。

それでは、第4号議案、豊能町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例改正の件につきまして、御説明申し上げます。

着座にて御説明させていただきます。

なお、この条例は豊能町留守家庭児童育成室の基準のことです。

それでは議案書16ページ、概要説明書及び新旧対照表もあわせてごらんください。

提案理由は、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の改正に伴い、所要の改正を行うものです。

それでは、概要説明書にて御説明させていただきますので、ごらんください。

第7条に第7条の2が追加され、利用者の安全の確保を図るため、設備の安全点検、日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練等、安全に関する事項についての安全計画の策定をすることが義務づけられました。

次に、第7条の3が追加され、施設外活動等で自動車を運行するときは点呼等による子どもの所在確認が義務づけられました。

第13条の2は、感染症や地震等の非常災害が発生しても事業を中断させないために、業務継続計画を策定するよう努めることが求められました。

第14条は、感染症、食中毒の予防及びまん延防止のための研修や訓練を定期的実施するよう、努めることを求められたものです。

附則としまして、この条例は令和5年4月1日から施行するものです。

なお、第7条の2で安全計画の策定等の義務について、施行日から令和6年3月31日までの間は、努力義務とするとの経過措置が設けられています。

御説明は以上でございます。

御審査いただき、御決定いただきますよう、よろしく願いいたします。

○委員長（高尾靖子君）

ありがとうございました。

これより本件に対する質疑を行います。

小寺委員。

○委員（小寺正人君）

第4号の説明文の中に、3番、3番目の3、右側ですよ、第13条の2関係。感染症や地震等の非常災害が発生しても事業を中断させないために業務継続計画を策定するよう努める、これを求める規定を設けるって書いてあるんですよ。

これは、誰に求めているんですか。

○委員長（高尾靖子君）

はい、竹内こども育成課長。

○こども育成課長（竹内弘明君）

はい、こども育成課の竹内です。

これは、放課後児童健全育成事業を運営する事業所に求めることになります。

以上です。

○委員長（高尾靖子君）

はい、小寺委員。

○委員（小寺正人君）

そうすると民間の業者にこれをつくりなさいと、一般にBCPと呼ばれるやつやね。継続、いろんなところで求められているけれど、業者がこんなこと、多分初めて聞く言葉やと思うけども、ちゃんと理解されるように指導するということがよろしいですか。

○委員長（高尾靖子君）

はい、竹内こども育成課長。

○こども育成課長（竹内弘明君）

はい、こども育成課の竹内です。

国からは一定、ひな形といたしますか、ガイドラインが示されておりまして、それをお示しして作成していただくこととなります。

以上です。

○委員長（高尾靖子君）

ほかに質問はございませんか。

はい、吉田委員。

○委員（吉田正子君）

吉田です。

あと、再度お尋ねしますけども、4条の4番に定期的に安全計画を見直すということを書いてあるんですけども、安全計画を見直すっていうのは、1年に1回なのか、どういう時期で安全点検を計画を点検するということになってるのでしょうか。

○委員長（高尾靖子君）

はい、竹内こども育成課長。

○こども育成課長（竹内弘明君）

こども育成課の竹内です。

特に、年に1度とか2度とか、そういうのは規定はされておりましたが、少なくとも年度に1度、年度当初には確認する必要がありますかと思えます。

以上です。

○委員長（高尾靖子君）

永谷委員。

○委員（永谷幸弘君）

第7条の2の2行目から当該放課後児童健全育成事業の設備の安全点検云々とあるんですけど、この設備というのは、大まかなかけ方なんですけれども何か詳しいところまで明記されているのか。

この点をお聞きいたします。

○委員長（高尾靖子君）

竹内こども育成課長。

○こども育成課長（竹内弘明君）

はい、こども育成課の竹内です。

点検になりますから、その部屋の中に備え付けてある、例えば机であるとかそのようなものに対して点検をするということになります。

以上です。

○委員長（高尾靖子君）

はい、永谷委員。

○委員（永谷幸弘君）

一般的に我々では、電気設備、機械設備とか水道設備排水設備があるんですけども、そうじゃなくて子どもがそこにいて、例えば、おっしゃるように机とか、その例えば損傷してないとか、あともろもろありますよね。

そういうところだけの点検でいいんですか。

○委員長（高尾靖子君）

はい、竹内こども育成課長。

○こども育成課長（竹内弘明君）

はい、こども育成課の竹内です。

申し訳ございません。

そういう部分、いろんな設備ですね、も含めてになります。

私の先ほどのお答えが少し不足しております。

申し訳ありません。

○委員長（高尾靖子君）

はい、永谷委員。

○委員（永谷幸弘君）

全体的に一般的な点検は、大体ね機械、電気いろいろありますがそれも含めての点検ということで、わかりました。

あと、下のほうの3のですね、保護者に対し安全計画に基づく取組の内容等について承知しなきゃならないと。

これはどういう形で保護者に対して周知されるのか、お願いいたします

○委員長（高尾靖子君）

はい、竹内こども育成課長。

○こども育成課長（竹内弘明君）

はい、こども育成課の竹内です。

今考えておりますのはっていいいますか、規定では、安全計画をつくりましたら、それを利用される保護者の方にお示しお渡して、計画を立てておりますという説明をすることになるかと思えます。

以上です。

○委員長（高尾靖子君）

永谷委員。

○委員（永谷幸弘君）

ということは、資料を渡すだけで、例えばその説明会とかそういうのは、別にとらなくてもいいという方向性があるんですかね。

○委員長（高尾靖子君）

はい、竹内こども育成課長。

○こども育成課長（竹内弘明君）

はい、こども育成課の竹内です。

実際には入室等を利用される前に説明会がありますから、その中でいろいろな注意事項、お願い事項とあわせて御説明することになると思えます。

以上です。

永谷委員。

○委員（永谷幸弘君）

安全育成事業ですか、その部屋がありますよね、1か所か2か所かわかりませんが、当然子どもたちが入りますので、もし、人数が多くて足りなかった場合ですね、ある部屋を選定した場合、当然、環境面でも考えなきゃなりませんので、ちょっと一般質問になってしまいますけどね、一般質問するんであれですけど、そういう場合は当然クーラーなり設置をしなければならぬということではないでしょうかね。

○委員長（高尾靖子君）

はい、竹内こども育成課長。

○こども育成課長（竹内弘明君）

こども育成課の竹内です。

はい、おっしゃるとおり、夏の猛暑対策等であるとかね、そういう空調設備等の設置は必要になると思います。

以上です。

○委員長（高尾靖子君）

はい、吉田委員。

○委員（吉田正子君）

吉田です。

18ページの2番、事業者は、必要な研修及び訓練を定期的実施することに努めなければならないと書いてあるんですけども、訓練とかこういうのをされた場合は、どちらのほうに毎年やられて、報告は町のほうに義務づけられるんでしょうか。

○委員長（高尾靖子君）

竹内こども育成課長。

○こども育成課長（竹内弘明君）

こども育成課の竹内です。

はい、やはりそういった訓練等された場合は報告を求めることになると思います。

以上です。

○委員長（高尾靖子君）

吉田委員。

○委員（吉田正子君）

訓練などということは、年1回を前もって
言われるとかそういうことなんでしょうか。

○委員長（高尾靖子君）

竹内こども育成課長。

○こども育成課長（竹内弘明君）

こども育成課の竹内です。

やはりその防災であるとか、そういうとき
にあわせての訓練になるかと思えます。

以上です。

○委員長（高尾靖子君）

質疑ございますか。

いいですか。

池田副委員長。

○副委員長（池田忠史君）

先ほどの3号議案の中にあった、自動車の
運行に関してはブザーをつけるとかってい
う文言が前の分にはついてたんですけど、
こちらは、年齢が高いから要らないって
いう考え方でよろしいんでしょうか。

○委員長（高尾靖子君）

竹内こども育成課長。

○こども育成課長（竹内弘明君）

はい、こども育成課の竹内です。

国の基準でもこのブザー等の設置は、この
分については義務づけられておりません。

一定年齢で考えてあるのかとは思いますが
けれども、義務づけはこれはされておられ
ません。

以上です。

○委員長（高尾靖子君）

よろしいですか。

ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（高尾靖子君）

質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

（「なし」の声あり）

○委員長（高尾靖子君）

討論を終結いたします。

これより採決を行います。

本件は原案のとおり可決と認めることに賛
成の方は挙手願います。

（全員挙手）

○委員長（高尾靖子君）

挙手全員であります。

よって、第4号議案は原案のとおり可決さ
れました。

次にいきます。

第5号議案、豊能町特定教育・保育施設及
び特定地域型保育事業並びに特定子ども・
子育て支援施設等の運営に関する基準を定
める条例改正の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

竹内こども育成課長。

○こども育成課長（竹内弘明君）

こども育成課の竹内です。

それでは、第5号議案、豊能町特定教育・
保育施設及び特定地域型保育事業並びに特
定子ども・子育て支援施設等の運営に関す
る基準を定める条例改正の件につきまして、
御説明いたします。

着座にて御説明させていただきます。

なお、本町におきましては、国の基準制定
に基づき平成26年度にこの条例を制定しま
したが、現在のところ、本条例に該当する
特定子ども・子育て支援施設で施設型給付
費を町から受ける事業者はございません。

町内にはございません。

それでは、議案書19ページ、概要説明書及
び新旧対照表もあわせてごらんください。

提案理由は、特定教育保育施設及び特定地
域型保育事業並びに特定子ども・子育て支
援施設等の運営に関する基準の改正に伴い、
所要の改正を行うものです。

それでは、概要説明書にて御説明させてい

ただきますので、ごらんください。

第26条は、児童福祉法第47条第3項の懲戒について規定が削除されたことに伴い、懲戒に係る権限の濫用禁止について定めていた規定を削除するものです。

附則としまして、この条例は令和5年4月1日から施行するものです。

御説明は以上でございます。

御審査いただき、御決定いただきますよう、よろしく願いいたします。

○委員長（高尾靖子君）

ありがとうございます。

これより本件に対する質疑を行います。

小寺委員。

○委員（小寺正人君）

これの対象になってる特定教育保育施設というのと、特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設、これは豊能町にはないわけですけど、どういうもんなのか。

示していただけますか。

○委員長（高尾靖子君）

竹内こども育成課長。

○こども育成課長（竹内弘明君）

はい、こども育成課の竹内です。

特定教育保育施設といいますのは、施設型給付費、一定、国や町から給付を受ける施設のこと、幼稚園、認定こども園、保育所になります。

特定地域型保育事業といいますのは、家庭的保育事業や小規模保育事業等の4つの事業所、これも同じように給付費を受けるところを特定地域型保育施設というふうな表現を使います。

最後の特定子ども・子育て支援施設ですけども、これも同じように町や国から給付費を受けるものなんです、その内容が認可外の保育所であったり特別支援学校の幼稚部、それが特定子ども・子育て支援施設

というふうになります。

以上です。

○委員長（高尾靖子君）

はい、小寺委員。

○委員（小寺正人君）

先ほど、こども園って言葉が出てきたりしてるけれど、こども園はありますよね、幼稚園もあるし保育所もあるから、その特定という言葉が公立ではないというふうにとったらいいの。

○委員長（高尾靖子君）

竹内こども育成課長。

○こども育成課長（竹内弘明君）

はい、特定とつきますとその給付費を受けるところになりますから、おっしゃった公立以外というふうにお考えいただいても大丈夫かと思います。

以上です。

○委員長（高尾靖子君）

小寺委員。

○委員（小寺正人君）

するとね、親御さんからいうと、お金をどっちに渡すことになるんですか、支払い先がね。

町に支払うから町からもらうのかね。

○委員長（高尾靖子君）

竹内こども育成課長。

○こども育成課長（竹内弘明君）

はい、どちらからもらうかと言いますより、公定価格といたしまして、子どもさんの年齢に応じて1人当たりにかかる費用というのは、国で定められております。

そのうち、保護者さんが負担するのが利用者負担分となりまして、それが公立であれば公立を運営する市町村、私立であれば運営する事業所に渡されます。

そのあと残りの部分が施設型給付費となり

まして、それを国や府、都道府県、市町村がそれぞれ割合に応じて負担をしているということになります。

以上です。

○委員長（高尾靖子君）

よろしいですか。

ほかに、質問あります。

はい、永谷委員。

○委員（永谷幸弘君）

第26条を削除するというので、概要説明の中には、懲戒権が云々と書いてあるんですけど、これって具体的に、もしなかったらなんですかでも具体的な例がもしあったのかどうか、その辺はわかりませんね。

どうですか。例えばこういうことがあって、今回こういう動きが出てきたという、それがわかればわからなかった結構ですけど、よろしくをお願いします。

○委員長（高尾靖子君）

竹内こども育成課長。

○こども育成課長（竹内弘明君）

はい、こども育成課の竹内です。

ちょっと勉強不足で、その具体例までは私はちょっとわかっておりません。

申し訳ございません。

○委員長（高尾靖子君）

ほかにありますか。

いいですか。

（「なし」の声あり）

○委員長（高尾靖子君）

質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

（「なし」の声あり）

○委員長（高尾靖子君）

はい、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

本件は原案のとおり可決と認めることに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

○委員長（高尾靖子君）

挙手全員であります。

よって、第5号議案は原案のとおり可決されました。

次に行きます。

第6号議案、豊能町国民健康保険条例改正の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

岡本保険課長。

○保険課長（岡本めぐみ君）

保険課、岡本です。

それでは、第6号議案、豊能町国民健康保険条例改正の件につきまして、提案理由の説明をいたします。

本件につきましては、健康保険法施行令及び国民健康保険法施行令の改正に伴い、所要の改正を行うものでございます。

改正の主な内容は、出産育児一時金の支給額の引上げ、保険料賦課限度額の引上げ及び低所得者の保険料軽減に係る所得判定基準の変更でございます。

座って説明させていただきます。

それではSide Books内の議案書22ページ、23ページと概要及び新旧対照表をあわせてごらんください。

まず、出産育児一時金につきましては、妊産婦の経済的負担軽減のため、現行では40万8,000円のところ、48万8,000円に上げを行うものです。

次に、保険料の限度額、賦課限度額につきましては、基礎賦課限度額を現行の63万円から65万円に、後期高齢者支援金等賦課限度額を現行の19万円から20万円に引き上げます。

また、保険料均等割額及び平等割額の減額に係る所得判定基準につきましては、5割軽減の基準については被保険者数に乗ずる

金額を現行の28万5,000円から29万円に、2割軽減の基準につきましては、同じく被保険者数に乗ずる金額を現行の52万円から53万5,000円に変更するものです。

なお、附則といたしまして、この条例の施行は令和5年4月1日といたします。

また、経過措置としまして、この条例の施行日前に出産した被保険者に係る豊能町国民健康保険条例第4条の規定による出産育児一時金の額につきましては、なお従前の例によるものとし、この条例による改正後の豊能町国民健康保険条例の規定は、令和5年度以後の年度分の保険料について適用し、令和4年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例によるものとします。

説明は以上でございます。

御審査いただき御決定賜りますよう、よろしく願いいたします。

○委員長（高尾靖子君）

ありがとうございます。

これより本件に対する質疑を行います。

はい、小寺委員。

○委員（小寺正人君）

概要の2番、左側の2番のね、保険料の基礎額に係る基礎賦課限度額を65万円、後期高齢者支援金等賦課限度額を20万円に引き上げる。引き上げるってことは、保険料を払う人の話をここでしてるんですね。

○委員長（高尾靖子君）

岡本保険課長。

○保険課長（岡本めぐみ君）

はい、保険課岡本です。

こちらは、保険料を算定するときに、所得額に応じて算定する部分がございますが、その算定に限度額を設けて最高額をそれぞれ基礎賦課限度額は65万円、後期高齢者支援金等賦課限度額を20万円とするというものですので、保険料額の限度額に当たるも

のになります。

○委員長（高尾靖子君）

いいですか。

はい、小寺議員。

○委員（小寺正人君）

そうすると、これを健康保険の中で支払う人の限度額を決めてると。その限度額の中にこの後期高齢者支援金等賦課限度額、これも支払ってると。要するに、後期高齢者の分を保険者が支払ってるということですね、それで間違いないですか。

○委員長（高尾靖子君）

岡本保険課長。

○保険課長（岡本めぐみ君）

はい、保険課、岡本です。

委員おっしゃるとおりでございます。

○委員長（高尾靖子君）

ほかにございませんか。

はい、吉田委員。

○委員（吉田正子君）

お尋ねしますけども、出産の48万何ぼになったということなんですけども、ここに住んでられてもやっぱり親御さんのところで出産した場合、速やかにどうやってやっていかれるつもりなんでしょうか。

お金の支給について。

○委員長（高尾靖子君）

岡本保険課長。

○保険課長（岡本めぐみ君）

はい、保険課、岡本です。

こちらにつきましては、どこで出産されるかということは問いませんで、国民健康保険の被保険者の方を対象にしております。

支払いにつきましては、医療機関のほうで出産の手続等をしますと、その情報が町のほうに回ってきて、この一時金につきましては、その出産にかかる費用の分までは直接医療機関に支払うという形になります。

もし、残るものがあればその残るものについては妊産婦の方にお支払いすると、そういう流れでございます。

○委員長（高尾靖子君）

よろしいですか。

質疑終了していいですか。

（「はい」の声あり）

○委員長（高尾靖子君）

質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

（「なし」の声あり）

○委員長（高尾靖子君）

討論を終結いたします。

これより採決を行います。

本件は原案のとおり可決と認めることに賛成の方は挙手願います。

（全員挙手）

○委員長（高尾靖子君）

挙手全員であります。

よって、第6号議案は原案のとおり可決されました。

次にいきます。

第7号議案、令和4年度豊能町一般会計補正予算（第10回）の件、関係部分のみを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

順次発言をお願いいたします。

○委員長（高尾靖子君）

浅海保健福祉部理事。

○保健福祉部理事（浅海 毅君）

保健福祉部の浅見でございます。

それでは、第7号議案、令和4年度豊能町一般会計補正予算の件につきまして、その提案理由の御説明を申し上げます。

関連する部分のみ順次御説明を申し上げます。

本会議フォルダの令和5年3月定例会議の第7号議案、一般会計補正予算書をごら

んください。

9ページでございます。第3表といたしまして繰越明許費の補正でございます。

第3表、繰越明許費補正に記載のとおり、医療機関等物価高騰対策支援事業につきましては、この補正予算に計上している事業でございますが、年度内に事業が完了する見込みがないため繰越しをするものでございます。

○委員長（高尾靖子君）

石井住民人権課長。

○住民人権課長（石井慎子君）

住民人権課、石井です。

10ページをごらんください。

続きまして、第4表債務負担行為補正に記載のコンビニ交付システム導入事業についての説明をさせていただきます。

システム標準化の関係によりまして、システム保守業務の契約期間の短縮等により事務事業費が確定いたしましたため、減額するものでございます。

○教育総務課長（千歳あや乃君）

教育総務課、千歳です。

続きまして、教育総務課の関連部分について説明いたします。

同じく補正予算書10ページ、表の上から5番目をごらんください。

中学校給食調理業務委託事業でございます。契約実績により、3,363万4,000円から3,277万2,000円に減額するものでございます。

○こども育成課長（竹内弘明君）

こども育成課の竹内です。

こども育成課関連部分について、御説明させていただきます。

補正予算書同じく10ページ、表の1番下をごらんください。

債務負担行為でございますが、保育所及び

認定こども園給食調理業務委託事業でございます。

吉川保育所とふたば園の給食調理業務ですが、契約実績により、9,849万3,000円から9,820万8,000円に減額するものでございます。

続いて、歳出の御説明を申し上げます。

○保健福祉部理事（浅海 毅君）

保健福祉部の浅海でございます。

それでは、今回の歳入歳出予算の補正内容につきまして御説明を申し上げます。

最初に歳出について御説明を申し上げますが、今回の補正につきましては、事業費の確定に伴う不用額の減額と、それから歳入の確定に伴う財源振替を行いますけれども、それら不用額と財源振替の説明は省略いたしますので、御了承願います。

○保険課長（岡本めぐみ君）

保険課の岡本です。

補正予算書の23ページをごらんください。

款3. 民生費、項1. 社会福祉費、目3. 老人医療助成費の1. 老人医療費助成事業でございますが、事業費確定による府への償還金を補正するものでございます。

○保健福祉部理事（浅海 毅君）

保健福祉部、浅海でございます。

24ページをごらんください。

款4. 衛生費、項1. 保健衛生費、目1. 保健衛生総務費、5. 医療機関等物価高騰対策支援事業でございますが、物価高騰などにより影響を受けている町内の医療機関等に対しまして支援を行うための交付金280万円を増額補正するものでございます。

○こども育成課長（竹内弘明君）

こども育成課の竹内です。

補正予算書30ページをごらんください。

款10. 教育費、項1. 教育総務費、目2. 事務局費、節22. 償還金利子及び割引料の説明

欄の11. 子ども・子育て支援事業で償還金148万2,000円は、令和3年度に国から受けた交付金が確定したことにより返還する償還金です。

続いて、歳入の御説明を申し上げます。

○保健福祉部理事（浅海 毅君）

保健福祉部、浅海でございます。

16ページをごらんください。

款16. 国庫支出金、項2. 国庫補助金、目3. 衛生費国庫補助金、節4. 保健衛生総務費国庫補助金の1. 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金でございますが、先ほど歳出のところで御説明を申し上げました、医療機関等物価高騰対策支援事業に係る国庫補助金でございます。

○こども育成課長（竹内弘明君）

こども育成課の竹内です。

補正予算書はそのまま16ページをごらんください。

款16. 国庫支出金、項2. 国庫補助金、目6. 教育費国庫補助金、節1. 事務局費国庫補助金の説明欄の10. 児童虐待防止対策等支援事業費国庫補助金63万円は、児童虐待防止に係る人件費の補助として受入れたものです。

○環境課長（星原健男君）

環境課の星原です。

それでは、補正予算書19ページをごらんください。

款. 22諸収入、項3. 雑入、目3. 雑入、節1. 雑入、60の豊能郡環境施設組合返納金になります。

1,876万円の増額補正ですが、廃棄物の処分場所を建設するための事前調査費用として計上していたものを環境施設組合から返戻を受けるものです。

説明は以上になります。

御審議いただき、御決定賜りますようよろしく願いいたします。

○委員長（高尾靖子君）

はい、ありがとうございます。

これより本件に対する質疑を行います。

小寺委員。

○委員（小寺正人君）

今、19ページかな、豊能郡環境施設組合返納金か、これがいわゆるボーリング調査で予算を上げていたものを戻してきたという、お金ですね。

○委員長（高尾靖子君）

はい、大西住民部長。

○住民部長（大西隆樹君）

はい、住民部の大西でございます。

委員おっしゃるとおりでございます。

○委員長（高尾靖子君）

ほかにございませんか。

永谷委員。

○委員（永谷幸弘君）

10ページの債務負担行為の補正の件で、コンビニ交付システム導入事業、説明では契約期間の短縮というふうに分かっていたんですけど、それでいいんですか。

それと、具体的にどういうことなのか。ちょっと教えてください。

○委員長（高尾靖子君）

石井住民人権課長。

○住民人権課長（石井慎子君）

はい、住民人権課、石井です。

当初、令和4年度から令和9年度の予定で予算を組んでおりましたが、システム標準化が令和7年度等に行われることによりまして、令和4年度から令和6年まで期間を短縮ですね、システムの保守料をそちらまで減額するものによりまして減額です。

○委員長（高尾靖子君）

永谷委員。

○委員（永谷幸弘君）

これは住民票と印鑑証明、今回3月6日か

らされてますよね。

あと今後なんですけど、前から私言っている戸籍謄本、これについては今後の考え方はどんなものでしょうか。

○住民人権課長（石井慎子君）

はい、住民人権課、石井です。

戸籍のシステムにつきましては、現在、住民票や印鑑証明とは別の業者で委託しております、またシステムの変更などがございます。

そちらがちょっと莫大な予算がまた別でかかってしまうということで、今のところ、ちょっと検討はしておりますがなかなか導入できておりません。

ただ、戸籍謄本につきましては、令和5年、6年度に各市町村での窓口で、御自身の戸籍謄本などは窓口へ行ってもらうと、顔写真がついた身分証明書を提示してもらうことで本人確認をし、ほかの市町村からデータとして謄本を取得していただけるような仕組みを国が今構築中でございますので、そちらを御利用いただけたらなと思っております。

以上です。

○委員長（高尾靖子君）

よろしいか。

はい、永谷委員。

○委員（永谷幸弘君）

16ページ3番の衛生費国庫補助金、先ほど新型コロナウイルス感染症対策云々ということで、町内の医療機関等に扱うということを知ったんですけども、町の医療機関、数ですね、なんぼぐらいあるのか、お願いします。

○委員長（高尾靖子君）

浅海保健福祉部理事。

○保健福祉部理事（浅海 毅君）

保健福祉部、浅海でございます。

町内の医療機関等ということでお示しをさせていただきますいております。

合計で28か所ですね、医科が14医院、それから歯科が8医院、それから薬局さんも含めて6局ということで、合計28か所ということでございます。

○委員長（高尾靖子君）

ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（高尾靖子君）

それでは、質疑がございませんので質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

（「なし」の声あり）

○委員長（高尾靖子君）

これより採決を行います。

本件は原案のとおり可決と認めることに賛成の方は挙手願います。

（全員挙手）

○委員長（高尾靖子君）

はい、挙手全員でございます。

よって、第7号議案は原案のとおり可決されました。

次に行きます。

第8号議案、令和4年度豊能町国民健康保険特別会計事業勘定補正予算（第3回）の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

岡本保険課長。

○保険課長（岡本めぐみ君）

保険課、岡本です。

第8号議案、令和4年度豊能町国民健康保険特別会計事業勘定補正予算の件について、説明させていただきます。

今回の補正は、国保診療所事業運営に係る特別交付金の増額に伴うものでございます。

座って説明させていただきます。

S i d e B o o k s 内、補正予算書の3ペ

ージをお開きください。

令和4年度豊能町国民健康保険特別会計事業勘定補正予算（第3回）でございます。

第1条といたしまして、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ51万7,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ28億7,027万8,000円とするものです。

それでは、今回の補正内容につきまして、歳出より説明させていただきます。

8ページをごらんください。

款8.諸支出金、項2.繰出金、目1.直営診療施設勘定繰出金51万7,000円は、国民健康保険診療所の事業運営に係る特別交付金が当初の予算を上回ったことによるものです。

一旦国民健康保険特別会計で特別交付金を受け取り診療所施設勘定へ繰り出しするため、この繰出金を増額するものです。

次に、歳入について説明いたします。

7ページをごらんください。

款5.府支出金、項1.府補助金、目2.保険給付費等交付金の2.特別交付金51万7,000円は、先ほど歳出で申し上げました、繰出金の財源となる特別交付金の額を増額するものです。

説明は以上です。

御審査いただき、御決定くださいますようよろしくお願いいたします。

○委員長（高尾靖子君）

これより本件に対する質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○委員長（高尾靖子君）

質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

（「なし」の声あり）

○委員長（高尾靖子君）

討論を終結いたします。

これより採決をいたします。

本件は原案のとおり可決と認めることに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

○委員長 (高尾靖子君)

挙手全員であります。

よって、第8号議案は原案のとおり可決されました。

次に行きます。

第9号議案、令和4年度豊能町国民健康保険会計診療所施設勘定補正予算(第2回)の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

岡本保険課長。

○保険課長 (岡本めぐみ君)

保険課、岡本です。

第9号議案、令和4年度豊能町国民健康保険特別会計診療所施設勘定補正予算の件について、説明させていただきます。

今回の補正は、主に国保診療所の事業運営に係る特別交付金の増額に伴うもの、及びオンライン資格確認システム導入に係る経費の変更についてのものでございます。

座って説明させていただきます。

Side Books内、補正予算書の3ページをごらんください。

令和4年度豊能町国民健康保険特別会計診療所施設勘定補正予算(第2回)でございます。

第1条といたしまして、既定の歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出補正予算によるものでございます。

第2条といたしまして、債務負担行為の変更でございます。

5ページをごらんください。

第2表にありますとおり、医療用機械器具管理事業について、債務負担行為を変更す

るものです。

これは、オンライン資格確認システムの整備に関し、システムの利用開始時期が変更となったことに伴うシステム使用料の額の変更によるものです。

それでは、補正の内容について説明させていただきます。

今回は、歳入予算のみの補正でございます。

8ページをごらんください。

款4.繰入金、項1.繰入金、目1.繰入金の1.一般会計繰入金、マイナス51万7,000円、及び同2.特別会計繰入金51万7,000円は、国保診療所の事業運営に係る特別交付金の増額により、国保特会からの繰入金が増額されるため、財源調整を行うものです。

説明は以上でございます。

御審査いただき、御決定賜りますようよろしくお願いいたします。

○委員長 (高尾靖子君)

ありがとうございます。

これより本件に対する質疑を行います。

(「なし」の声あり)

○委員長 (高尾靖子君)

はい、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

(「なし」の声あり)

○委員長 (高尾靖子君)

討論を終結いたします。

これより採決を行います。

本件は原案のとおり可決と認めることに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

○委員長 (高尾靖子君)

挙手全員であります。

よって、第9号議案は原案のとおり可決されました。

次にいきます。

○委員長 (高尾靖子君)

第10号議案、令和4年度豊能町介護保険特別会計事業勘定補正予算（第3回）の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

岡本保険課長。

○保険課長（岡本めぐみ君）

保険課、岡本です。

第10号議案、令和4年度豊能町介護保険特別会計事業勘定補正予算の件について説明させていただきます。

今回の補正は、第9期介護保険事業計画等策定事業に係る業務委託契約の締結により、契約額が確定したことに伴う不用額の減額等です。

座って説明させていただきます。

Side Books内、補正予算書の3ページをごらんください。

令和4年度豊能町介護保険特別会計事業勘定補正予算（第3回）でございます。

第1条といたしまして、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ66万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ25億9,567万6,000円とするものです。

第2条といたしまして、債務負担行為の変更でございます。

5ページをごらんください。

第2表にありますとおり、第9期介護保険事業計画等策定事業について、債務負担行為を変更するものでございます。

これは、第9期介護保険事業計画等策定事業に係る業務委託契約の締結により、契約額が確定したことから、差額を減額するものです。

それでは、今回の補正内容につきまして歳出より説明させていただきます。

9ページをごらんください。

款1.総務費、項5.計画作成等委員会費、目1.計画作成等委員会費のマイナス66万円

は、第9期介護保険事業計画等策定事業に係る業務委託契約の締結により契約額が確定したことから、令和4年度の該当部分について不用額を減額するものです。

次に、歳入について説明いたします。

8ページをごらんください。

款6.繰入金、項1.一般会計繰入金、目4.その他一般会計繰入金、節2.事務費繰入金のマイナス66万円は、先ほど歳出で説明いたしました不用額の減額に伴い、財源となる一般会計繰入金を減額するものです。

説明は以上です。

御審査いただき、御決定くださいますようよろしくお願いいたします。

○委員長（高尾靖子君）

ありがとうございます。

これより本件に対する質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○委員長（高尾靖子君）

質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

（「なし」の声あり）

○委員長（高尾靖子君）

討論を終結いたします。

これより採決を行います。

本件は原案のとおり可決と認めることに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

○委員長（高尾靖子君）

挙手全員であります。

よって、第10号議案は原案のとおり可決されました。

以上で、本委員会に付された案件は全て終了いたしました。

続きまして、そのほかについて委員間討議を行う事項は何かございます。

特にありませんか。

はい、小寺委員。

○委員（小寺正人君）

9月までにね。

視察を、常任委員会としての視察をやらな
いとまた流れてしまうので、前回流れてし
まってるから、皆さん視察場所ね。基本的
には福祉の部門と教育の部分を一つずつ探
してください。

○委員長（高尾靖子君）

時期がいつごろにするかによって。

○委員（小寺正人君）

いやだから、6月か7月か8月に行かな
いと流れてしまいます。

○委員長（高尾靖子君）

7、8ぐらいですね。

6月は定例会議がありますから。

一度閉めてからまたお話ししましょうか。
それでは、理事者の皆さん、お待たせしま
した。

以上で本委員会を閉会したいと思います。

これに異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（高尾靖子君）

異議なしと認めます。

よって、本委員会は閉会することに決定い
たしました。

これで本日の会議を閉じます。

本委員会の閉会に当たり、町長より挨拶を
いただきます。

よろしく申し上げます。

○町長（上浦 登君）

ありがとうございました。

福祉教育常任委員会の閉会に当たりまして、
一言御挨拶を申し上げさせていただきます。

本日提案させていただきました議案に対し
て、慎重に御審査賜りましてありがとうござ
いました。

また、適切に御決定を賜りまして誠にあり
がとうございました。

いただきました御意見等につきましてです
ね、執行のときにしっかりと配慮させてい
ただきたいと思っておりますので、引き
続きのお力添えをいただきますようお願い
を申し上げます、御挨拶とさせていただきます。

本日はどうもありがとうございました。

○委員長（高尾靖子君）

ありがとうございました。

これをもって、福祉教育常任委員会を閉会
いたします。

どうもお疲れさまでございました。

午後2時15分 閉会

以上、会議の次第を記し、これを証するためここに署名する。

令和 年 月 日署名

豊能町議会福祉教育常任委員会

委員長